

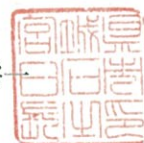
白石市公告第 42 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画決定の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画決定の案については、縦覧期間満了の日までに白石市長に意見書を提出することができる。

令和 5年 8月31日

白石市長 山田 裕



1 都市計画の種類

仙南広域都市計画公園

2 都市計画を決定しようとする土地の区域

斎川字中斎川、同字小深田の一部

大平中目字南田、同字三反田、同字宮田の一部

3 縦覧場所

白石市役所（建設部都市創造課）

4 縦覧期間

令和 5年 9月 1日から令和 5年 9月15日まで

5 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。